

6豊文図発第18号
令和6年4月23日

豊島区教育委員会
教育長 金子 智雄 様

豊島区長 高際 みゆき

豊島区図書館経営協議会委員の推薦について（依頼）

平素より、図書館行政に対しご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、豊島区附属機関設置に関する条例及び豊島区図書館経営協議会規則により、標記委員として豊島区教育委員会より教育委員1名のご就任をいただいております。

令和6年度より新たな委員の委嘱が必要となることから、下記のとおりご推薦をいただきたく、お願い申し上げます。

記

1. 会議体名 豊島区図書館経営協議会
2. 所掌事項 図書館サービスの成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な図書館行政の推進に資するため、豊島区立図書館の経営評価その他の図書館政策についての意見及び提言を行う。
3. 依頼人数 1名
4. 任期 委嘱の日から令和8年3月31日まで
5. 開催回数 年3回程度
6. 報酬 13,700円/回（交通費、税含む）

担当：文化商工部図書館課
管理グループ 平野、小笠原

○豊島区図書館経営協議会規則

平成20年12月1日

規則第72号

改正 平成26年3月31日規則第21号

平成27年7月31日規則第69号

令和元年7月17日規則第11号

令和3年7月8日規則第49号

令和6年3月22日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区附属機関設置に関する条例（平成26年豊島区条例第16号）第6条の規定に基づき、豊島区図書館経営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(令元規則11・全改)

(所掌事項)

第2条 協議会は、図書館サービスの成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な図書館行政の推進に資するため、豊島区立図書館（以下「図書館」という。）の経営評価その他の図書館政策について、意見を述べ、又は提言を行うものとする。

(区長の責務)

第3条 区長は、前条の意見又は提言を尊重し、図書館経営及び運営に反映させるよう努めなければならない。

(平26規則21・一部改正)

(組織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数の範囲内で、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 教育委員会委員 1名
- (3) 豊島区立小中学校長 2名
- (4) 区内大学図書館関係者 2名
- (5) 公募区民 2名
- (6) 図書館ボランティア関係者 1名
- (7) 区職員 1名

(8) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認めた者 4名

(平27規則69・一部改正、令3規則49・令5規則10・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会議を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を行う。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。

(令元規則11・旧第6条繰上)

(協議会の招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(令元規則11・旧第7条繰上)

(定足数及び議決)

第7条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(令元規則11・旧第8条繰上)

(委員の解嘱)

第8条 区長は、委員に特別の理由があると認めたときは、協議会の同意を得た上で、任期中であってもその委嘱を解くことができる。

(令元規則11・旧第9条繰上)

(関係者の出席等)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

2 協議会は、区長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(平26規則21・一部改正、令元規則11・旧第10条繰上)

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、文化商工部図書館課において処理する。

(令元規則11・旧第11条繰上)

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会の意見を聴いた上で、区長が定める。

(令元規則11・旧第12条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第21号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月31日規則第69号)

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月17日規則第11号)

この規則は、令和元年7月24日から施行する。

附 則 (令和3年7月8日規則第49号)

この規則は令和3年7月16日から施行する。

附 則 (令和6年3月22日規則第10号)

この規則は令和6年4月1日から施行する。